

田子町農業委員会 農地利用最適化推進委員の応募について

田子町農業委員会では、令和８年７月20日から新体制となり、活動を行っているところでありますが、「農地利用最適化推進委員」に不足が生じたことから、農業委員会等に関する法律に基づき、農地利用最適化推進委員の公募を行います。自薦、他薦により候補者として応募できますので、奮ってご応募ください。

	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員
主な役割	農業委員と連携し、担当する区域の農地利用の最適化推進活動を行います。 1．農地の権利移動等の申請地の現地確認や推進委員としての意見提出 2．遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや、農地所有者等への働きかけ 3．担い手への農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動
具体的な活動	農地パトロール 農家意向調査 必要に応じて現地調査と総会出席 農地利用最適化指針に関する会議など 1か月あたり 2～3回程度
報酬	5，300円／日
募集人数	1名
任期	令和８年１１月１０日から令和１１年７月１９日まで
対象者	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる満20歳以上（令和８年９月３０日現在）の者
応募資格	・田子町に住所を有する成年であること。ただし、次のいずれかに該当する者は、除きます。 ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
応募方法	自薦、または他薦（団体推薦又は推薦日に20歳以上の者３人以上の連名による推薦）とする。 規定の様式に必要書類を添えて持参または郵送により、役場（農業委員会）に提出してください。 様式：「田子町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦届出書」 農業委員会に準備しております。また町HPからダウンロードも可能です。 添付書類：候補者の住民票抄本 推薦者の住民票抄本、または団体の規約
受付期間	令和８年９月３０日から令和８年１０月２６日
公表	応募者の状況は、１０月１５日頃から随時、町ホームページ等で公表します。なお、応募に際しご提出いただきました内容のうち、氏名・年齢・職業のみが公表されます。
選任方法	総会（農地利用最適化推進委員選考委員会）により候補者を選考し、田子町農業委員会長が委嘱します。 ※選考にあたっては、農業委員会の農地台帳の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮し、各地区の推進委員の数に偏りがないよう配慮します。 【担当地区】 田子地区
留意事項	①農地利用最適化推進委員の身分は、非常勤特別職です。 ②秘密保持義務がありますので、職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。